



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産産業課)……………一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更(二件)……………二
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 液化石油ガス販売事業者の認定取消し……………三
- ………(環境局多摩環境事務所管理課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………六
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……………六
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるとの届出……………六
- ………(同)……………六
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………六
- ………(同)……………六
- 都道の区域変更(二件)……………六
- ………(建設局道路管理部路政課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道

路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二

公告

- 開発行為に関する工事完了……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

正誤

- 平成二十三年十二月二十六日付雑報(全国自治宝くじ事務協議会告示第五十五号)……………二

告示

●東京都告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千八百八十五号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第二十七号三種緑地
- 三 事業施行期間 平成二十二年九月十五日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

平成二十二年東京都告示第千八百八十五号の事業地のうち町田市三輪町字九号地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第二十五号

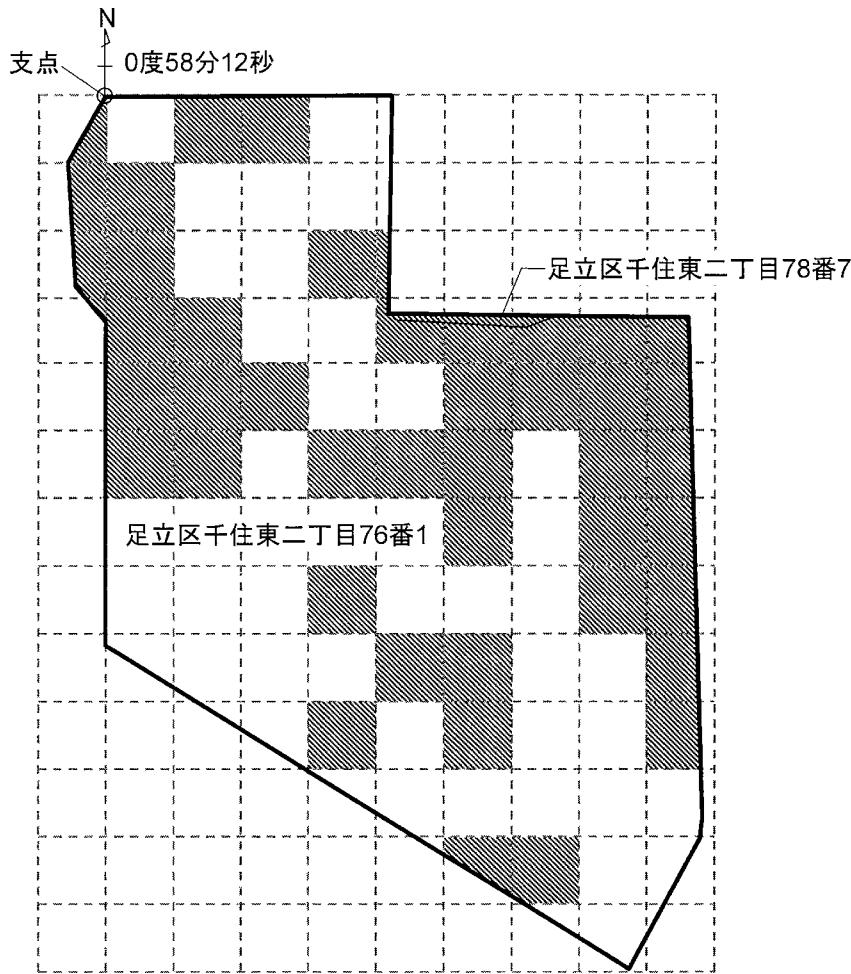
次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

商号	代表者氏名	主たる事務所所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 ウイズ・ネスト	吉岡 敏行	渋谷区道玄坂二丁目二番四号	(1)第八七五	平成十九年五月十一日
パズルリングマネー	代表取締役 後藤 善英	渋谷区宇田川町三十三番一十二号	(1)第八八八	平成二十年二月二十日
ト有会社	&Rビル五階			
株式会社 プライムスペース	代表取締役 金子 静雄	品川区上大崎二丁目十番三十二号	(6)第五八三	平成二十一年三月十日
千兎株式会社	代表取締役 岡野 進	世田谷区太子堂四丁目二十九番十五号	(1)第八九三	平成二十年六月十三日
				同日



別 図

【支點】

支點は、足立区千住東二丁目76番1の最北端とする。

【格子の回転角度】0度58分12秒

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更所要届出区域

●東京都告示第三十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の十第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第二項第一号の二の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

武陽液化ガス株式会社

代表取締役社長 山下 敬一

二 所在地

羽村市神明台四丁目七番地六

三 取消年月日

平成二十三年十二月十九日

●東京都告示第三十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

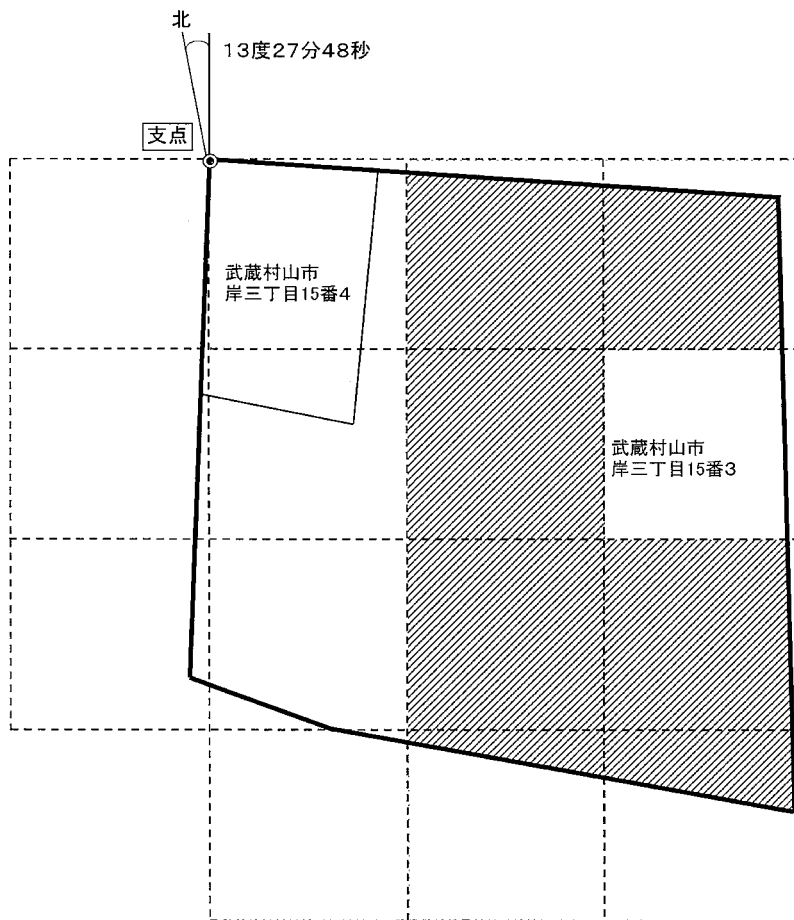
平成二十四年一月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（武蔵村山市岸三丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、一・一・ジクロロエチレン、シスー一・二・ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別 図




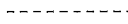


《支点》

支点は、武蔵村山市岸三丁目15番4の最北端とする。

《格子の回転角度：13度27分48秒》

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

《凡例》

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界
-  敷地境界